

# 令和7年7月 ごみ収集カレンダー

ごみは、決められた日の朝8時30分（一部地域は8時）までに  
出してください。前日の夜には出さないでください。

| 日   | 月   | 火  | 水             | 木                                                       | 金   | 土   |
|-----|-----|----|---------------|---------------------------------------------------------|-----|-----|
|     |     | 1  | 2             | 3                                                       | 4   | 5   |
| *** | *** | びん | 可燃            | 不燃                                                      | 可燃  | 休   |
| 6   | 7   | 8  | 9             | 10                                                      | 11  | 12  |
| 休   | 可燃  | カン | 可燃<br>(粗大:有料) | ダンボール・紙パック<br>ペットボトル<br>ペットボトルキャップ                      | 可燃  | 休   |
| 13  | 14  | 15 | 16            | 17                                                      | 18  | 19  |
| 休   | 可燃  | びん | 可燃            | 新聞・雑かみ                                                  | 可燃  | 休   |
| 20  | 21  | 22 | 23            | 24                                                      | 25  | 26  |
| 休   | 可燃  | カン | 可燃<br>(粗大:有料) | ダンボール・紙パック<br>ペットボトル<br>ペットボトルキャップ<br>〔天ぷら油・布類<br>拠点回収〕 | 可燃  | 休   |
| 27  | 28  | 29 | 30            | 31                                                      |     |     |
| 休   | 可燃  | びん | 可燃            | 新聞・雑かみ                                                  | *** | *** |

|                       |                                  |                                    |
|-----------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 粗 大 ご み<br>(有料：事前申込制) | ◎ 収集日 7月 9日(水) → 申込期限 7月 4日(金)   | 戸別に伺います。<br>券を貼って外に出し<br>ておいてください。 |
|                       | ◎ 収集日 7月 23日(水) → 申込期限 7月 18日(金) |                                    |

## ～ 粗大ごみの出し方 ～

「粗大ごみ」とは、一辺の長さが50cm以上2m未満の、一般家庭から出される家具などの大型ごみです。  
直接美化センターに持ち込む(無料)か、収集を希望される場合(有料)は、次のことにご注意いただき、  
役場環境課へ事前に電話などでお申し込みください。

- 収集日は毎月第2・4水曜日で、原則「前の週の金曜日」までがお申し込み期限となっています。
- 収集日1日につき、1世帯5点までお申込みいただけます。(引っ越しの際等に大量に出るごみは収集していません。)
- 収集日前日までに1点につき1枚500円の「粗大ごみ収集券」をお買い求めください。
- 令和7年4月1日から、自転車、スプリングベッド、マッサージチェア、乗馬型運動具、畳は個別の処理手数料がかかります。粗大ごみ収集券のほかに「粗大ごみ処理券」をお買い求めください。
- 必ず朝8時30分までに「粗大ごみ収集券」を貼ってご自宅の外に出しておいてください。
- 収集券・処理券販売場所は、環境課、駅前案内所、ヘルシープラザ、J Aかながわ西湘湯河原支店・湯河原中央支店です。

## ～ 拠点回収について ～

町では、「布類・古着（主に夏物、春物）」とご家庭で天ぷらや揚げ物に使用した「サラダ油」、「菜種油」、「ゴマ油」などの植物性油の拠点回収を行っています。

- 収集日は毎月第4木曜日の午前8:30～11:30となっています。
- 場所は、役場第一庁舎、各地域会館（宮下、門川、城堀、文化福祉、鍛冶屋、川堀、福浦）、旧宮上会館、ぶらりお休み処、社会福祉協議会、子育て支援センター、森下公園上倉庫、鍛冶屋公社住宅（油のみ）、商工会館、千暮公園、ヘルシープラザ、福浦第9分団詰所、奥湯河原分署、美化センター（油のみ）です。
- 油は「かず」を取り除き「乾いたペットボトル」に入れてしっかり「ふた」をしめて出してください。

◇ごみの処分 問合せ◇ 美化センター（衛生組合）63-3472

平日 8:30～11:30・13:00～16:30／土、祝日 8:30～11:30（日曜日は休業）

◇ごみの収集 問合せ◇ 湯河原町役場 環境課 63-2111（内線552・553）

# 令和7年8月 ごみ収集カレンダー

ごみは、決められた日の朝8時30分（一部地域は8時）までに  
出してください。前日の夜には出さないでください。

| 日     | 月   | 火   | 水             | 木                                                       | 金  | 土  |
|-------|-----|-----|---------------|---------------------------------------------------------|----|----|
|       |     |     |               |                                                         | 1  | 2  |
| ***   | *** | *** | ***           | ***                                                     | 可燃 | 休  |
| 3     | 4   | 5   | 6             | 7                                                       | 8  | 9  |
| 休     | 可燃  | カン  | 可燃            | 不燃                                                      | 可燃 | 休  |
| 10    | 11  | 12  | 13            | 14                                                      | 15 | 16 |
| 休     | 可燃  | びん  | 可燃<br>(粗大:有料) | ダンボール・紙パック<br>ペットボトル<br>ペットボトルキャップ                      | 可燃 | 休  |
| 17    | 18  | 19  | 20            | 21                                                      | 22 | 23 |
| 休     | 可燃  | カン  | 可燃            | 新聞・雑かみ                                                  | 可燃 | 休  |
| 24/31 | 25  | 26  | 27            | 28                                                      | 29 | 30 |
| 休     | 可燃  | びん  | 可燃<br>(粗大:有料) | ダンボール・紙パック<br>ペットボトル<br>ペットボトルキャップ<br>〔天ぷら油・布類〕<br>拠点回収 | 可燃 | 休  |

粗大ごみ  
(有料:事前申込制)

◎ 収集日 8月13日(水) → 申込期限 8月 8日(金)  
◎ 収集日 8月27日(水) → 申込期限 8月22日(金)

戸別に伺います。  
券を貼って外に出し  
ておいてください。

## 収集出来ないものがあります

町では、法律に基づくもの、収集業務に支障をきたすもの、危険なもの、処分ができないもの等の理由により、収集できないものがあります。

### 1回に大量に出るごみ

引越し、庭木の剪定などで一度に大量に出るごみは、ご自身で美化センターに持ち込むか、許可業者等に運搬を依頼してください。

危険なもの……………販売店などに相談してください。

- 発火、爆発の恐れのあるもの（プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料など）
- 有害、有毒性のあるもの（薬品類、農薬類、廃油など）

処分できないもの……………販売店、または廃棄物処理業者にお問い合わせください。

自動車やオートバイの部品、バッテリー、ホイール、タイヤ、消火器、金庫、ピアノ、業務用機器、ビニールタンなどの建築廃材、石、土、レンガ、コンクリートブロック、リチウムイオン電池・ボタン電池など。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン（特定家電）

リサイクルすることが法律で義務付けられています。リサイクル料金と運搬料金がかかりますので、買い替えの場合は家電販売店へ、その他の場合は役場環境課へお問い合わせください。

### パソコン

特定家電4品目と同様に、リサイクルが義務付けられていますので、各メーカーまたは、一般社団法人 パソコン3R推進協会 <https://www.pc3r.jp/>（TEL: 040-540-0576）にお問い合わせください。

◇ごみの処分 問合せ◇ 美化センター（衛生組合）63-3472

平日 8:30~11:30・13:00~16:30／土、祝日 8:30~11:30（日曜日は休業）

◇ごみの収集 問合せ◇ 湯河原町役場 環境課 63-2111（内線552・553）